

古河市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
プロポーザル実施要領

1 実施要領の趣旨

古河市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すことおよび介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画として、社会的背景および地域特性を考慮し、現状の把握と、高齢者および介護を必要とする方のニーズや課題を整理し、施策提案も含めた総合的な対策を実践していく必要がある。

本支援業務は、これらを踏まえた上で、だれも見やすく、わかりやすい計画になるよう配慮しなければならない。したがって、豊富な経験と高い専門知識や、従来の行政にはない視点により、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型のプロポーザル方式により計画策定支援業務の委託契約締結の優先交渉権者を選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託契約の内容

(1) 業務名

古河市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添、仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日の翌日から令和9年3月15日まで

(4) 委託料限度額

金11,097,000円（消費税および地方消費税を含む）【継続費】

（内訳）令和7年度 5,159,000円、令和8年度 5,938,000円

提案に際しては、年度ごとにこの限度額の範囲内で提案額を提示すること。

なお、提案額の提示にあたっては、消費税の税率を10%で積算するものとする。

3 優先交渉権者選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

4 参加資格条件

プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 古河市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 古河市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（令和 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税および地方税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が関与し、または経営する法人でないこと。
- (7) 高齢者福祉計画、介護保険事業計画の契約実績が県内で 1 件以上あること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

5 全体スケジュール（予定）

内容	期間期日
実施要領の公表	令和 7 年 8 月 5 日（火）古河市公式ホームページで公表
質疑受付	令和 7 年 8 月 5 日（火）～12 日（火）17 時
質疑回答	令和 7 年 8 月 20 日（水）17 時までに掲載
参加表明書の提出	令和 7 年 8 月 27 日（水）17 時必着
参加可否通知	令和 7 年 9 月 1 日（月）
企画提案書の提出	令和 7 年 9 月 16 日（火）17 時必着
第 1 次審査（書類審査）	令和 7 年 9 月下旬
第 2 次審査（プレゼンテーション およびヒアリング）	令和 7 年 10 月 9 日（木）
優先交渉権者決定通知	令和 7 年 10 月中旬
契約	令和 7 年 10 月下旬

※受付等は土、日、祝日は行わない。また、各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

6 質疑受付・回答

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 5 日（火）9 時から 8 月 12 日（火）17 時まで

(2) 受付方法

「質疑書」（様式 1）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

送付先： kourei.kaigo@city.ibaraki-koga.lg.jp

- ① 件名に【古河市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画プロポーザル質問】と記載すること。
- ② メール送信後に必ず送信した旨の電話連絡をすること。
- ③ 電話など口頭による質問の受付および回答は一切しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は8月20日（水）17時までに、古河市公式ホームページに回答する。

7 参加表明書等の提出

(1) 参加表明

プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記（5）に定める書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年8月27日（水）17時必着

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 高齢介護課

※ 住所、電話番号等は要領最後の「16 事務局」に記載

(4) 提出方法

持参もしくは郵送

(5) 提出書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- ③ 会社概要（任意様式により、資本金、年商、従業員、組織図、業務資格、事業内容等を記載したもの）
- ④ 業務実績書（様式4）
- ⑤ 法人税並びに消費税および地方消費税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※ 提出された書類は返却しない。

(6) 参加の可否

参加資格条件を確認し、令和7年9月1日（月）に参加の可否を通知する。

8 辞退方法

(1) 参加表明受付後の辞退

辞退届（様式5）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年9月16日（火）17時必着

(3) 提出先

古河市役所 福祉部 高齢介護課

(4) 提出方法

持参もしくは郵送

9 企画提案書等の提出

別紙の仕様書に基づいた下記に定める企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書

① 企画提案書の様式

ア 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとする。

ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等、資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

イ 企画提案書は目次およびページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定め
ない。

② 企画提案書の記載内容

別紙の仕様書をもとに、下記の項目順に業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

ア 事業実施体制の確保について

イ 事業実施全体計画について（業務ごとに表形式で作成すること）

ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査について

エ 現状分析および課題の抽出

オ 課題の整理について

カ 地域包括ケア「見える化」システムを活用した計画策定支援について

キ 政策動向の把握について

ク 国の認知症施策推進基本計画に基づいた認知症施策推進計画の一体的な策定支援について

ケ 計画骨子案の作成について

コ 事業計画に係る策定委員会および庁内検討委員会等の会議支援について

サ 報告書等をわかりやすく、読みやすくするための工夫について

(2) 受託成果物

過去に受託した高齢者福祉計画および介護保険事業計画を一部抜粋したもの。計画書の内容を修正または加工したものは不可とする。

(3) 業務工程表（任意様式）

(4) 配置予定技術者の経歴書（任意様式）

(5) 見積書（任意様式）

消費税を含む金額を記載するとともに内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること。

（６）提出部数

８部を持参または郵送にて提出すること。

（７）提出期限

令和７年９月１６日（火）１７時必着

（８）提出先

古河市役所 福祉部 高齢介護課

10 審査方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、古河市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が別に定める評価基準に基づき、第一次審査および第二次審査を実施する。

（１）第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしているすべての事業者から提出された企画提案書等を評価基準に基づき審査、点数化する。なお、審査は非公開にて行う。原則として３事業者程度を第一次審査通過事業者とする。審査結果については、企画提案書等を提出したすべての事業者にも文書で通知する。

（２）第二次審査（プレゼンテーションおよびヒアリング）

第一次審査通過事業者により、企画提案書に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、評価基準に基づき審査、点数化する。

① 実施日時

令和７年１０月９日（木）

② 実施場所

古河市総和福祉センター「健康の駅」２階 視聴覚室

③ 注意事項

ア 所要時間は４０分程度とする。（説明１５分、質疑２５分）

イ プレゼンテーション用資料は、企画提案書に記載のない内容を追加することは認めない。

ウ プレゼンテーションの説明者は３名以内とし、業務受託した場合の主担当者が中心となり説明する。

エ パソコンの使用可。（プロジェクターおよびスクリーンは古河市（以下「市」という。）で用意）パソコンは各参加者が持参する。

11 選定方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、一次審査および二次審査による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- (2) 最高点の者が複数ある場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を優先交渉権者として選定する。
- (3) (1)、(2)に関わらず、選定委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選考しないものとする。

12 選定結果通知および公表

- (1) 選定の結果は、令和7年10月中旬に、第二次審査に参加した全ての事業者にも文書で通知する。
- (2) 選定の結果については、古河市公式ホームページで公表する。なお、事業者名は最終的に選定した優先交渉権者のみを公表する。

13 失格事項

- (1) この要領に定める手続以外の方法により市の職員および市関係者にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 提出方法および提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

14 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

優先交渉権者の決定後、市は優先交渉権者と速やかに契約締結の交渉を行う。

なお、契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に点数が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古河市契約規則第30条に従い、契約金額の100分の10に

相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、古河市契約規則第 33 条の規定に該当する場合は保証金の全部一部の納付を免除する。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了時に支払うものとする。ただし、令和 7 年度分については、令和 7 年度の予算額を上限として、令和 8 年 3 月 16 日までの出来高に対して支払う。なお、契約時に着金が必要な場合は事前に協議すること。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、古河市個人情報保護条例に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(6) 契約を締結しない場合

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

15 その他

- (1) 事業者の応募がない場合または優先交渉権者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (2) 本プロポーザルに要する経費および提出に関する経費は、全て提案者が負担するものとする。
- (3) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの評価および議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製および公開を、無断、無償で行うものとする。

16 事務局

担当部署 古河市役所 福祉部 高齢介護課

Mail kourei.kaigo@city.ibaraki-koga.lg.jp

住所 〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 古河市総和福祉センター「健康の駅」内

電話 0280-92-4921 (直通) FAX 0280-92-5594